

## 妊婦へ配慮どこまで

### 就業規則に規定なし

#### 問

妊娠中の従業員から通勤時の電車が混雑してきたので何らか配慮してほしいという要望がありました。就業規則等には具体的な規定はありません。どこまで応じるべきなのでしょうか。

### 通勤経路などの変更も含む

#### 答

均等法 13 条に基づき、妊産婦に対して、事業主には一定の措置を講ずべき義務が定められています。指針（平 9・9・25 労働省告示 105 号）により講ずべき措置には、3 パターンあります。妊娠中の通勤緩和、妊娠中の休憩、妊娠中・出産後の症状等に対応する措置です。原則として、医師等からの指導があることが前提です。7 月 1 日からは、医師等の指導内容を事業主へ伝えるための母性健康管理指導事項連絡カードの様式が改正されました（令 3・4・26 付本紙 3302 号 3 面）。医師等による具体的な指導がない場合も、通勤緩和や休憩に関して本人から具体的な申出があったとき、事業主は、担当医の判断を求める等適切な対応が必要です（前掲指針）。通勤緩和に関して通達（平 9・11・4 基発 695 号）は、指針の「時差出勤、勤務時間の短縮等」の「等」には、交通手段や通勤経路の変更が含まれるとしています。産業保健スタッフ等の助言に基づき従業員と話し合っ て決めることが望ましいでしょう。